

厚生労働省
広島労働局発表
令和7年9月16日

広島労働局労働基準部賃金室
室長 檀上 昌浩
室長補佐 東 恵
(電話) 082 (221) 9244

報道機関各位

広島県最低賃金が1,085円（時間額）に ～ 令和7年11月1日発効 ～

広島労働局長（おぬまこうじ小沼宏治）は、広島県最低賃金を時間額1,085円に改正することを決定し、本日、官報に公示しました。

これは、公益、労働者及び使用者を代表する委員で構成された広島地方最低賃金審議会の答申を受けて決定したものです。

この決定により、最低賃金は65円引き上げられ、令和7年11月1日から広島県内の労働者約117万人に適用されることになります。

政府は、賃金引き上げに向けた支援策を設けており、広島労働局では、改正最低賃金の周知と併せて、各種支援策も周知してまいります。

また、助成金、賃金引上げに関する規定や環境の整備については、「広島働き方改革推進支援センター」が支援いたしますので、積極的にご活用ください。

【参考：広島県最低賃金額及び対前年度引上げ額・引上げ率】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
時間額	899円	930円	970円	1020円	1085円
引上げ額	28円	31円	40円	50円	65円
引上げ率	3.21%	3.45%	4.30%	5.15%	6.37%

賃金引上げに向けた支援策等

「業務改善助成金」

中小企業で働く労働者の賃金引き上げのための生産性向上の取組

問い合わせ先：広島労働局雇用環境・均等室(082-221-9247)

「キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）」

パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引き上げ

問い合わせ先：広島労働局職業安定部職業対策課(082-502-7832)

広島働き方改革推進支援センター（Tel 0120-610-494）

賃金引上げの
支援施策



- * 最低賃金には「地域別最低賃金」と「特定（産業別）最低賃金」の2種類があり、両方の最低賃金の適用を受ける場合は、高い方の最低賃金額が適用されます。